

様式第2号（第5条関係）

令和7年12月2日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員

堀文彦



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和7年11月9日 ～ 令和7年11月12日まで
- 2 旅 行 先 東京都
- 3 目 的 廣瀬行政研究所主催研修 受講
「公共交通プロデュース入門」
「移住促進とまちづくり戦略」
- 4 関係書類 別紙のとおり



地域が公共交通を支えることで、 公共交通は地域を支えてくれる 「地域の」「地域による」「地域のための」 公共交通プロデュース入門

11月10日(月) in 東京

10:00 ~ 17:00

※途中1時間の昼休憩があります。

前半 <講義：机上知識編>

1. 「だれもが気兼ねなくおでかけできる」社会を実現するためのもの
2. ライドシェア、AIオンデマンド、MaaS、LRTなどは「道具」に過ぎない
3. 「地域が主体」となって支えることでしか改善できない
4. 利用者だけでなく「地域全体に恩恵を与える」ことが公的資金投入を正当化する

後半 <ディスカッション・発表：現場応用編>

5. 地域公共交通プロデュースとは何か？
6. 現場の現状を理解する方法
7. 改善策を提案し、その実現のために活動する方法



講師：加藤博和 (かとう・ひろかず)

【地域公共交通プロデューサー/国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター教授】

1970年岐阜県多治見市生まれ(55歳)。1992年名古屋大学工学部土木工学科卒業。1997年名古屋大学大学院工学研究科地圏環境工学専攻博士後期課程修了(博士(工学))。同年名古屋大学大学院工学研究科助手。2001年名古屋大学大学院環境学研究科助教授(2007年同准教授)。2017年より現職。地球環境にやさしい脱炭素型交通体系・まちづくり実現のための政策検討をテーマとして研究活動を行う傍ら、地域公共交通プロデューサーとして、自治体・地域住民団体や交通事業者・労働組合等と協力しての「現場」での公共交通企画に携わり、公共交通に関するアドバイザーや講演活動も行っている。名古屋周辺を中心に地域公共交通関連の自治体審議会・委員会に40箇所ほど参画。「白川・東白川地域公共交通活性化協議会」が2024年12月に地域公共交通優良団体表彰を受賞。国土交通省の委員として、2006年施行の道路運送法改正の方針づくりに参画し、地域公共交通会議の枠組みを提案、その考え方は2007年の地域公共交通活性化再生法(地域交通法)制定に受け継がれた。2012年からは国土交通省「バス事業のあり方検討会」委員、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」座長として、高速ツアーバス・貸切バスに関する制度見直しに携わり、2016年の軽井沢スキーバス事故を受けた対策検討にも中心的に参画。2013年3月より国土交通省「交通政策審議会」委員を10年間務め、現在は臨時委員。2022年に開かれた「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」、「アフターコロナに向けた地域交通の『リ・デザイン』有識者検討会」の両委員として活動。その提言内容は、2023年10月施行の改正地域交通法の骨格となっている。このように、国の公共交通や自家用有償運送(公共ライドシェア)に関する制度見直しに一貫して関わっている。

ウェブサイト：<http://orient.genv.nagoya-u.ac.jp/kato/jkato.htm>。Facebook：<https://www.facebook.com/buskato>。

日 時	令和7年11月10日(月) 10:00~17:00 11日(火) 10:00~17:00
研修先	東京都豊島区 としま区民センター
研修事項	10日(月) 地方公共交通機関の在り方について 11日(火) これからの地方自治体の移住施策について
主催者	廣瀬行政研究所
1. 研修目的	(1)「地方公共交通機関の在り方」についての講座から、栗山町での公共交通機関網の維持・活用について具体化する (2)「地方自治体の移住施策」についての講座から、栗山町での今後の移住施策に反映し、具体策を打ち出す
2. 研修内容	(1)地方公共交通機関の在り方について ①「地域の」「地域による」「地域のための」公共交通プロデュース 講師：地域公共交通プロデューサー 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 加藤博和氏 ②ワークショップ 各自治体の公共交通の現状と課題について (2)「地方自治体の移住施策の在り方」 ①移住促進施策の現在地と課題 ～地方創生2.0で移住はどこへむかうのか？～ 講師：国際大学グローバル・コミュニケーションセンター 伊藤将人氏 ②地域を越える「移動」から考える、いま、まちづくりに求められる視点と考え方
3. 参考事例	(1)「これからの地方公共交通機関の在り方」の概要 ①島根県益田市の「代替タクシー運用」の事例 ②三重県四日市市の「生活バスよっかいち」の事例 ③三重県南伊勢町の「山吉田ふれあい交通」の事例 ④愛知県名古屋市千種区の「m o b i」の事例 (2)「地方自治体の移住施策の在り方」の概要 ①岩手県陸前高田市の「Iターン」から「Uターン」へ ②高知県高知市の「こうち二段階移住」

4. 考 察	<p>(1)「これからの地方公共交通機関の在り方」について 現在の公共交通のシステムは、基本的に利用者が料金を支払うシステムになっている。これからの考え方は、社会保障制度の一つとして捉え、町民全体で財源を出し合い、利用者が更に料金を支払うシステムにして、財源を確保する。街自体の活性化は、すべての住民が恩恵を受けることとなる。</p> <p>(2)「地方自治体の移住施策の在り方」について 正しいKPIを設定する。「人口・人数重視のKPI」から「主観的な幸福や満足度を問うKPI」への転換を行うこと。 「点」の移住促進から、「面」の移住促進へ、移住候補者の3分の1は、移住候補先が複数ある実態を考えると、「単独自治体」での移住定住促進ではなく、「広域」での移住定住促進へバージョンアップする。</p>
--------	--